部長及び参事官
殿
所　　属　　長

県 民 発 第 ７ ４ 号
（警務、生企、刑企、交企、備ー）
令和８年３月24日
30年保存（口訓）
本　　部　　長

犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達甲）

県警察における犯罪被害者支援推進委員会の設置及び運営については、「犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達甲）」（平成28年６月16日県民発第159号。以下「旧通達甲」という。）に基づき運用してきたところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「犯罪被害者支援推進委員会設置要綱」を定め、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

第１　趣旨

この要綱は、犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第２　委員会の設置

県警察が行う犯罪被害者支援を適正かつ円滑に推進するため、県本部に委員会を設置する。

第３　委員会の任務

委員会は、犯罪被害者支援の推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る必要な調整、企画、立案等を行うものとする。

第４　組織

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長　本部長

委員　　警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、人身安全対処参事官、組織犯罪対策参事官及び警察学校長

第５　委員会の運営

１　委員長は、委員会を招集し、その議事を主宰する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第６　委員会の事務

委員会の事務は、県民支援相談課において行う。